

科目等履修生規定

- 第 1 条 本学が開講する学科目中、特に受講を希望する者に対しては、詮衡の上科目等履修生として受講を許可する。
- 第 2 条 科目等履修生となることのできる者は、学則31条の各号に規定する者とする。
- 第 3 条 科目等履修生の在学期間は1年を原則とする。
但し、引き続き受講を希望する者は、改めて受講継続願を提出しなければならない。
- 第 4 条 科目等履修生の受講する学科目は、入学の際許可を得た1科目又は数科目に限る。
- 第 5 条 科目等履修生は次の詮衡料・登録料及び受講料を納めること。
詮 衡 料（初回のみ）20,000円（本学卒業生）10,000円
登 録 料（毎年） 20,000円（ ” ）10,000円
受 講 料 1 単 位 6,000円
- 第 6 条 出 願 手 続
受講を希望する者は所定の受講願・履歴書・最終学校の卒業又は修了証明書に詮衡料を添え、4月末日までに願い出ること。（本学卒業生は卒業証明書は不要）
但し、第3条の規定により引き続き受講しようとする者に対しては詮衡料は徴収しない。
- 第 7 条 入 学 手 続
受講を許可された者は、所定の在学証書・住民票及び受講料を添え所定の期日までに手続きを完了のこと。（本学卒業生は住民票は不要）
所定の期間に手続きをしない者は許可を取り消す。
- 第 8 条 科目等履修生に対しては科目等履修生証を交付する。
- 第 9 条 科目等履修生は登校の際、必ず科目等履修生証を携帯すること。
- 第 10 条 交付された科目等履修生証には必ず写真を貼付し、本学の割印を受けること。
写真のないものは無効とする。
- 第 11 条 単位を必要とする場合、科目等履修生はその受講した学科目について試験を受けること。
試験に合格した者には、その学科目所定の単位を授与する。
- 第 12 条 科目等履修生として在籍した期間及び取得した単位は、正規の課程の在学年数及び単位数に換算又は認定することはできない。
- 第 13 条 その他、科目等履修生に対しては本学学則の規定を適用する。
附則1、本規定は平成16年4月1日から施行する。